

平成 26 年 2 月 13 日

各 位

株式会社近畿保証サービス

消費税増税に伴う賃料等の変更について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2014 年 4 月 1 日からの消費税増税に伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の趣旨に鑑み弊社では下記の内容で対応させていただきます。

代理店様におかれましてはご理解とご対応の程、謹んでお願い申し上げます。

敬具

記

(1) 代理店手数料

代理店手数料については、別途代理店様と協定書及び覚書にて締結いたします。

① 詳細内容は営業担当者が個別訪問にてお知らせいたします。

ご不明な点がございましたらお気軽に弊社担当者へお問い合わせください。

(2) 保証対象となる水道光熱費等外税対象科目

消費税増税後は賃貸借委託契約書に記載された金額（消費税 5%）と異なる代位弁済請求をお受いたします。

① 「代位弁済請求書」消費税記載欄追加 2014 年 4 月 1 日より受付

請求金額内訳項目に 5%を超える部分についての消費税増税額を追加致しましたのでお手数ですがご算出のうえ、その算出根拠を別紙に記載（添付）してご請求ください。

以上